

南九州市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第21号

南九州市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

南九州市職員等の旅費支給規則（平成19年南九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「5日以内」の次に「（南九州市の休日を定める条例（平成19年南九州市条例第2号）で定める南九州市の休日を除く。）」を加える。

別表第1市内旅費ポイント別自治会名（川辺）の表永田の項自治会名等の欄中「越原」を「越ヶ原」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。